

徳川林政史研究所蔵 尾張徳川家文書目録(十二)

凡 例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「尾張徳川家文書」について収録したものである。「尾張徳川家文書」は、現在、「尾二」～「尾八」の文書群で構成されており、そのうち「尾二」～「尾四」は、昭和一〇年（一九三五）に財団法人尾張徳川黎明会（現在の公益財団法人徳川黎明会）によって開設された蓬左文庫において整理・分類されたもので、「尾五」～「尾八」は、その後当研究所において整理された文書群である。

本号では「尾張徳川家文書目録」（十二）として、「尾五」の文書群のうち、史料番号四六一～四七七までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することが困難であるため、「尾二」～「尾八」までの文書群を複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④作成者（または差出）↓宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

一 番号は、原則として、過去に蓬左文庫によって付された枝番号形式の番号を使用した方が、一部については、以前に当研究所において付された番号を使用したものもある。本目録の配列は、この番号の順序にしたがっている。なお、史料の配列や出納・閲覧の都合上、欠番号はそのままとしてある（本号の目録では、尾五―四六六・第一冊が欠番である）。

一 表題は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を（ ）付きで直後に示した（なお、内題と外題が同じ場合には、（ ）の表記は省略した）。また、表題のみでは内容の把握が困難と考えられる史料については、必要

に応じて表題の直後に（ ）付きで内容に関する補記を行った。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については、（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がなくても、おおよその作成年代がわかる場合には、（安政年間）、（江戸末期）、（明治初年）などと付して、該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には、（年不詳）とした。刊本・写本の場合は、その史料が刊行または、書写された時点の年次を表記し、刊本のうち、後印本であることが明らかな場合のものについては、初版年次に続いて（ ）付きで後印年次を記した。

一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの）・帖（折本）・卷子などと示した。小型本については、「横・小」、「縦・小」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮して、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での冊数を採用した。

一 備考には、史料の概略や別題、史料の中に挟み込まれた書状・書付・絵図面および綴じ込まれた文書の有無、欠本、合綴、改装の状態など、必要と思われる事柄を※印・※印を付けて適宜記した。

一 複数におよぶ冊子で構成されている史料については、出納や閲覧の便宜のため、原則として各冊ごとの細目を掲載した。細目の各項目における配列は、表題・年月日・作成者（または差出）↓宛所・形態・備考（冒頭に※を付した）の順とし、それぞれを二字アキで示したが、該当する項目に記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、当研究所で過去に採録したカードを基礎とし、これに今回の目録に際して改めて実施した内容調査の結果を加えて構成した。なお、本目録の一部は、平成二二年度～同二六年度に行った研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・春季集中史料整理の成果に拠っている。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・中村洋子・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員・当時含む)、井浪直人・上野恵・萱場真仁・桐生海正・小宮山敏和・櫻庭茂大・高田綾子・高橋伸拓・塚田沙也加・根岸美季・芳賀和樹・橋本佐保・藤井明広・松本剣士郎・山崎久登・横山考之輔・吉成香澄(以上、非常勤研究生・当時含む)の三二名である。内容調査、データ入力、および原稿化作業は、西田安里の協力のもとで、藤田英昭が担当した。

尾張徳川家歴代藩主一覽

代	諱	生没年月日	藩主就任期間	諡号 院号	実父 生母	正室(簾中) 継室
1	義直	慶長五年一月二八日、 慶安三年五月七日	慶長一二年閏四月二六日、 慶安三年五月七日	敬公 院号	徳川家康 御龜(相應院)	春姫(高原院、浅野幸長女)
2	光友	寛永二年七月二九日、 元禄一三年一〇月一六日	慶安三年六月二八日、 元禄六年四月二五日(隠居)	正公 瑞龍院	義直 尉(歡喜院)	千代姫(靈仙院、徳川家光女)
3	綱誠	慶安五年八月二日、 元禄一二年六月五日	元禄六年四月二五日、 元禄一二年六月五日	誠公 泰心院	光友 千代姫(靈仙院)	新君(瑩珠院、広幡忠幸女)
4	吉通	元禄二年九月一七日、 正徳三年七月二六日	元禄一二年七月一日、 正徳三年七月二六日	立公 円覚院	綱誠 下総(本寿院)	輔君(瑞祥院、九条輔実女)
5	五郎太	宝永八年一月九日、 正徳三年一〇月一八日	正徳三年八月二九日、 正徳三年一〇月一八日	達公 真巖院	吉通 輔君(瑞祥院)	安己君(光雲院、近衛家熙女)
6	継友	元禄五年二月八日、 享保一五年一二月二七日	正徳三年一〇月一八日、 享保一五年一二月二七日	曜公 晃禪院	綱誠 和泉(泉光院)	
7	宗春	元禄九年一〇月二六日、 明和元年一〇月八日	享保一五年一二月二八日、 元文四年一月一三日(隠居)	暹公 章善院	綱誠 梅津(宣揚院)	
8	宗勝	宝永二年六月二日、 宝暦一一年六月二四日	元文四年一月一三日、 宝暦一一年六月二四日	戴公 賢隆院	松平友著 繁(円珠院)	三姫(宝蓮院、徳川吉通女)
9	宗睦	享保一八年九月二〇日、 寛政一一年一二月二四日	宝暦一一年八月五日、 寛政一一年一二月二四日	明公 天祥院	宗勝 嘉代(英巖院)	好君(転陵院、近衛家久女)
10	斉朝	寛政五年八月二三日、 嘉永三年五月一三日	寛政一二年一月二九日、 文政一〇年八月一五日(隠居)	順公 天慈院	一橋治国 彰君(乘蓮院)	淑姫(清湛院、徳川家斉女)
11	斉温	文政二年五月二九日、 天保一〇年三月二六日	文政一〇年八月一五日、 天保一〇年三月二六日	僖公 良恭院	徳川家斉 瑠璃(青蓮院)	愛姫(琮樹院、田安斉匡女)
12	斉荘	文化七年六月一三日、 弘化二年七月二〇日	天保一〇年三月二六日、 弘化二年七月二〇日	欽公 大覚院	徳川家斉 蝶(速成院)	福君(俊恭院、鷹司政熙女)
13	慶臧	天保七年六月一五日、 嘉永二年五月七日	弘化二年八月二六日、 嘉永二年五月七日	欽公 顕曜院	田安斉匡 れい(青松院)	猶姫(貞慎院、田安斉匡女)
14	慶勝	文政七年三月一五日、 明治一六年八月一日	嘉永二年六月四日、 安政五年七月五日(隠居)	文公 賢徳院	松平義建 規姫(真證院)	矩姫(貞徳院、丹羽長富女)
15	茂徳	天保二年五月二日、 明治一七年三月六日	安政五年七月五日、 文久三年九月一三日(隠居)	顕樹院	松平義建 みさを(陽清院)	政姫(崇松院、丹羽長富女)
16	義宜	安政五年五月二四日、 明治八年一二月二四日	文久三年九月一三日、 明治八年一二月二四日	靖公 隆徳院	慶勝 多満(禎正院)	

※「御家御統帳」「御日記」「御記録」(徳川林政史研究所蔵)、「尾張徳川家系譜」(名古屋叢書三編) 第一巻より作成。なお、系譜・家譜によつて生没年月日に若干の相違がある。なお、一六代義宜は当主であつた期間を記す。

番号表題

尾五―四二〔御小納戸御新田金拝借精名書上帳〕

年月日 作成者(差出↓宛所)
天保一子年 〔徳川〕形態・数量
縦綴 一

*下ケ札「御小納戸御新田金作徳地返納元金滞利人別村々々書上帳」あり。

① 御小納戸御新田金拝借精名書上帳 天保一子年 (春日井郡)光音寺村庄屋新助⑨↓大御代官御役所

② 乍恐御達申上候御事(元金滞利人別書上) (天保一子年)子一〇月 (海東郡)中橋村庄屋吉右衛門⑨・源四郎⑨↓大御代官御役所

③ 乍恐奉書上候御事(元金滞利書上) (天保一子年)子一〇月 (春日井郡)光音寺村山田九兵衛⑨↓大御代官御役所

④ 御新田金拝借主之覚 (天保一子年)子一〇月 (春日井郡)勝川村)↓大御代官御役所

⑤ 覚(御新田金作徳地ニ而拝借ニ付) (天保一子年)子一〇月 (春日井郡)東志賀村拝借主理右衛門⑨↓大御代官御役所

⑥ 覚(御小納戸御新田金拝借人名書上) (天保一子年)子一〇月 (春日井郡)青山村庄屋助左衛門⑨・同栄助⑨↓御小納戸御役所

⑦ (御小納戸御新田金拝借残元金内訳帳) 天保一子年子一〇月 (春日井郡)入鹿出新田)右村庄屋兵左衛門⑨・右村借り主幸右衛門⑨↓大代官御役所

※付札「此村入鹿出新田」とあり。

⑧ 乍恐御達申上候御事(御小納戸御新田金作徳地拝借ニ付) (天保一子年)子一〇月 (海東郡)中萱津村善右衛門⑨↓大代官御役所

※奥書あり。

⑨ (丹羽郡)長桜替地新田金拝借元金・元金内訳書上) (天保一子年) (丹羽郡)長桜替地新田村)

⑩ 乍恐御達申上候御事(御新田金元金・内訳書上) (天保一子年)子一〇月 (春日井郡)東杉村)右庄屋伊兵衛⑨↓大御代官御役所

※奥書あり。

⑪ 御達申上候御事(大矢彦右衛門拝借元金・年々作徳米代滞之分ニ付) (天保一子年)子一〇月 (愛知郡)熱田新田庄屋理助⑨・同断嘉蔵⑨↓大御代官御役所

大御代官御役所

⑫ 覚(御新田金拝借金内済人別書上) (天保一子年)子一〇月 (春日井郡)三子村)右村庄屋弥左衛門⑨↓大御代官御役所

⑬ 御小納戸御新田金作徳地書上帳 天保一子年子一〇月 (春日井郡)上小田井村庄屋茂左衛門⑨・九蔵↓大御代官御役所

⑭ 春日井郡平田村作徳地人別書上帳 天保一子年子一〇月 右村拝借人惣取友右衛門倅彦左衛門↓大御代官御役所

⑮ 御小納戸御新田金作徳米相勤候人別書上覚帳 天保一子年子一〇月 春日井郡大野木村

⑯ 乍恐奉書上候御事(御拝借金・内済分ニ付) (天保一子年)子一〇月 (春日井郡)豊場村)↓大御代官御役所

⑰ 乍恐御達申上候御事(御新田金拝借金・内訳ニ付) (天保一子年)子一〇月 (春日井郡)中切村庄屋重兵衛⑨↓大御代官御役所

⑱ 覚(御新田金拝借金・内訳書上) (天保一子年)子一〇月 (春日井郡)福德村)右村庄屋長谷川五右衛門⑨↓大御代官御役所

※付札「福德村」あり。

- ①9 乍恐御達申上候御事(御新田金御拝借人別書上) (天保二年)子一〇月 (春日井郡中品野村)右村庄屋新三郎[㊦]↓(大御代官御役所)
②0 覚(御新田金御拝借金・内訳書上) (天保二年)子一〇月 (春日井郡野崎村)右村拝借人忠七[㊦]・庄屋津右衛門[㊦]↓大御代官御役所
②1 乍恐御願申上候御事(作徳地拝借金ニ付) (天保二年)子一〇月 (春日井郡)東志賀村 拝借主 平右衛門[㊦]↓大御代官御役所

※奥書あり。

- ②2 乍恐奉書上候御事(御小納戸御新田金拝借ニ付) (天保二年)子一〇月 (春日井郡)村中原新田 拝借主 丹羽又兵衛[㊦]↓大御代官御役所

※奥書あり。

- ②3 御小納戸御新田金拝借主名前書上帳 (天保二年)子一〇月 春日井郡 稲生村↓大御代官御役所
②4 御小納戸御新田金拝借人別書上帳 (天保二年)子一〇月 (春日井郡)比良村↓大御代官御役所
②5 覚(御新田御拝借金・内訳書上) (天保二年)子一〇月 (海東郡今宿村)右村庄屋 林左衛門[㊦]↓御小納戸御役所
②6 乍恐御新田御拝借之事 (天保二年)子一〇月 (春日井郡)名塚村庄屋 作右衛門[㊦]↓大御代官御役所
②7 御新田金御拝借人別書上帳 (天保二年)子一〇月 海東郡土田村↓大御代官御役所
②8 御役所拝借之覚 (天保二年)子一〇月 (知多郡)西端村(カ)庄屋 治郎右衛門[㊦]↓御小納戸御役所
②9 乍恐御達申上候御事(御拝借金ニ付) (天保二年)子一〇月 名古屋御新田頭 兼松源藏[㊦]↓大御代官御役所
③0 (文化十三年十一月)拝借追々返上殘金・内訳ニ付書上 (天保二年)子一〇月 (春日井郡九之坪村)右村庄屋 民藏[㊦]↓大御代官所
③1 (文政二卯十二月)拝借金内訳書上 (天保二年)子一〇月 (春日井郡九之坪村)右村庄屋 民藏[㊦]↓大御代官所
③2 乍恐奉差上候御書付之事(御小納戸御新田金御拝借人別書上) (天保二年)子一〇月 (春日井郡)問々原新田村 右村庄屋 河合五右衛門[㊦]・同柳藏[㊦]↓大御代官御役所様
③3 乍恐御達申上候御事(御小納戸御新田金作徳地之分拝借ニ付) (天保二年)子一〇月 海東郡中萱津村 善七[㊦]↓大御代官御役所

※奥書あり。

- ③4 乍恐御達奉申上候御事(御小納戸御新田金作徳地之分拝借ニ付) (天保二年)子一〇月 海西郡二子村 鶴見九兵衛[㊦]↓大御代官御役所
③5 乍恐奉書上候御事(御小納戸御新田金拝借ニ付) (天保二年)子一〇月 丹羽郡神野村 弁金人 善四郎[㊦]・庄屋 鈴木弥左衛門[㊦]
・庄屋代 増右衛門↓御小納戸御新田方御役所
③6 乍恐奉書上候御事(御小納戸御新田金拝借ニ付) (天保二年)子一〇月 春日井郡村中原新田 拝借主 幸吉[㊦]↓大御代官所

※奥書あり。

- ③7 覚(御小納戸御新田金拝借ニ付) (天保二年)子一〇月 春日井郡岩崎村 引受人 甚右衛門[㊦]↓大御代官御役所

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

- ③⑧ 寛(天保三)辰年御小納戸御新田金残元金 天保一二年子一〇月 春日井郡岩崎村 拝借主 甚右衛門⑨→大御代官御役所
- ③⑨ 寛(天保三)辰年御小納戸御新田金残元金 天保一二年子一〇月 春日井郡岩崎村 拝借主 美野左衛門⑨→大御代官御役所
- ④⑩ 寛(天保三)辰年御小納戸御新田金残元金 天保一二年子一〇月 春日井郡岩崎村 拝借主 徳右衛門⑨→大御代官御役所
- ④⑪ 寛(天保三)辰年御小納戸御新田金残元金 天保一二年子一〇月 春日井郡岩崎村 拝借主 弥兵衛⑨→大御代官御役所
- ④⑫ 乍恐御達シ申上候御事(吉田治助御小納戸御新田金拝借金・滞金ニ付書付) 天保一二年子一〇月 (春日井郡市之久田村) 右村庄屋利八⑨→大御代官御役所
- ④⑬ (御小納戸御新田金滞金ニ付書付) 天保一二年子一〇月 (春日井郡) 大手村 良助⑨→大代官方御役所
- ④⑭ 酉年拝借金之覚(拝借人書上) (天保一二年) 子一〇月 (知多郡) 西端村(カ) 治郎右衛門⑨→御小納戸御役所
- ※下ヶ札あり。

尾五―四六

〔御年貢御払米御勘定帳〕

文久元年(明治二年)

〔徳川〕

縦綴

一

- ① 酉年御年貢御払米御勘定帳 (文久二年) 戌三月 (御年貢地懸)
- ② 戌年御年貢御払米御勘定帳 (文久三年) 亥三月 (御年貢地懸)
- ③ 亥年御年貢御払米御勘定帳 (元治元年) 子三月 (御年貢地懸)
- ④ 子年御年貢御払米御勘定帳 (元治二年) 丑三月 (御年貢地懸)
- ⑤ (道徳前新田亥年年貢米・亥年納広井御年貢米御払米勘定書上) (元治元年) (御年貢地懸)
- ⑥ 丑年御年貢御払米御勘定帳 (慶応二年) 寅三月 (御年貢地懸)
- ⑦ 子年納御年貢 丑年御払米御勘定帳 (慶応二年) (御年貢地懸)
- ⑧ 寅年御年貢御払米御勘定帳 (慶応三年) 卯三月 (御年貢地懸)
- ⑨ 卯年御年貢御払米御勘定帳 (慶応四年) 辰三月 (御年貢地懸)
- ⑩ 辰年御年貢御払米御勘定帳 (明治二年) 巳三月 (御年貢地懸)
- ⑪ 巳年御払米調帳 (明治三年) 御年貢地懸

尾五―四六

明治二巳年 御庭初所々御扣地御年貢并御払物代等御勘定

(明治三年) 午三月

〔徳川〕

縦

一

内訳帳

*「御庭内田畑巳年御年貢」「御下屋敷内田畑御年貢」「広井御屋敷内田畑巳年御年貢」「上島御屋敷内田畑巳年御年貢」「道徳前新田巳年御年貢并御払物代」「建中寺西畑巳年御年貢」「元本寿院様御足輕屋敷跡并元御側組屋敷跡其外添地等巳年御年貢」「古渡御屋敷田畑巳年御年貢」が記載される。

尾五―四六 御新田金作徳米辰年分取立上納銘紙

(明治二年)

〔徳川〕

縦

一

尾五―四五 天保六年未十二月 御新田金返上取立金請取帳

(天保六年) 一二年

御勘定所・御小納戸役所

横

一

尾五―四六 調達金人名帳

第二冊 明治三庚午年 調達金人名帳 (二)

(明治三年) 一四年 會計科

縦

一

尾五―四七 御金押入御長持入

文久三年 明治四年

縦

一

* 御本殿女中の扶持方・人減らしなどに関する書付、「当地御本殿女中」「卯年中辰年三月迄 御内密金納払調帳」「証文之部」「御広鋪御備金」「関戸・伊藤江貸下金」などが記載される。

尾五―四六 〔御役所御用達御小納戸金拝借願〕

天保五年

〔徳川〕

縦綴

一

① 乍恐奉願上候御事(御用達佐和屋理右衛門取扱御用向等之儀私引請難渋ニ付御役所御新田金拝借願)

(天保二年) 卯八月

竹皮屋藤助⑤↓御小

納戸 御役所

※付札あり。

② 乍恐奉願上候御事(藤助奉願上候拝借金御聞済被成下度旨)

(天保五年) 午八月

佐和屋 理右衛門⑤↓御小納戸 御役所

※袋に入った状が括り付けられている。

③ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書)

(天保五年) 午二月

御徒新組 西村忠次郎↓(御小納戸 御役所)

※折紙。

④ 乍恐奉願上候御事(佐和屋理右衛門取続方ニ付御家中様方仕送り御取替金御役所御新田金御振替被下度旨願書)

(天保五年) 午二月

竹皮屋

藤助⑤↓御小納戸 御役所

⑤ 乍恐口上之覚(今度奉願上候通御聞済被成下度旨願書)

(天保五年) 午二月

佐和屋 理右衛門⑤・親類惣代 佐和屋 孫六⑤↓御小納戸 御役所

⑥ 乍恐奉願上候御事(別紙願書差出之御方々様御仕送分御役所御新田金ニ御振替被下度旨願書)

(天保五年) 午二月

佐和屋 理右衛門⑤↓御

小納戸 御役所

⑦ 乍恐奉願上候御事(別紙御名前之御家中様御金御直御貸渡御振替之旨願書)

(天保五年) 午八月

竹皮屋 藤助⑤↓御小納戸 御役所

⑧ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書)

(天保五年) 一二月

留書頭並 尾崎又六↓(御小納戸 御役所)

⑨ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書)

(天保五年) 一二月

御賄頭上野次兵衛↓(御小納戸 御役所)

※折紙。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

- ⑩ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 一二月 御徒目付 佐々木正蔵↓(御小納戸御役所)
※折紙。
- ⑪ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 一二月 御小納戸御広敷懸り安井弥兵衛↓(御小納戸御役所)
※折紙。
- ⑫ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 一二月 小十人組 西川源吾↓御小納戸御役所
※折紙。
- ⑬ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 午一二月 御右筆 田嶋佐太郎↓(御小納戸御役所)
※折紙。
- ⑭ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) 天保五年 午一二月 寄合組 野中四郎左衛門↓御小納戸御役所
※折紙。
- ⑮ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 一二月 新御番 南部新五左衛門↓御小納戸御役所
※折紙。
- ⑯ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) 天保五年 午一二月 大御番組与頭並 上田源助↓御小納戸御役所
※折紙。
- ⑰ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) 天保五年 午一二月 大津新五左衛門↓御小納戸御役所
※折紙。
- ⑱ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 一二月 小十人見習 馬場信吉↓御小納戸御役所
※折紙。
- ⑲ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 一二月 小十人見習 馬場信吉↓御小納戸御役所
※折紙。
- ⑳ (御足高米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 一二月 御納戸 川村與四郎↓御小納戸御役所
※折紙。
- ㉑ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 一二月 小普請組与頭並 浅田平左衛門↓(御小納戸御役所)
※折紙。
- ㉒ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 一二月 御広敷詰 吉田次郎吉↓(御小納戸御役所)

尾五—四六〔調達金書類〕

※折紙。

- ②③ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) 天保五年午二月 平岩次郎左衛門[㊟]↓御小納戸御役所
 ②④ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) 天保五年午二月 海部定右衛門[㊟]↓御小納戸御役所
 ②⑤ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) 天保五年午二月 御鷹匠組頭吉田万兵衛[㊟]↓御小納戸御役所
 ②⑥ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 二月 御右筆組頭安井百太郎↓(御小納戸御役所)
 ※折紙。
 ②⑦ (御切米仕送り方御役所御新田金御振替被下度旨願書) (天保五年) 午二月 川原七兵衛↓御小納戸御役所

※折紙。

第一冊〔調達金書類一〕

(嘉永三年〜明治六年)

〔天保・明治〕

〔徳川〕

- ① 調達金高内訳帳(京屋吉兵衛ノ金八百四拾七両) (嘉永三年〜五年)

※掛紙「駒込運久寺負債断一件」とあり。

- ② 調達金利足内訳帳(京屋吉兵衛ノ金拾貳両壹分余) (嘉永五年)

- ③ 調達金高内訳帳(山田藤吉ノ金五百両) (嘉永三年〜四年)

- ④ 覚(村々御払居米代先納金三百両請取ニ付) (嘉永六年) 丑正月 御勝手方御勘定所[㊟]

※「御勝手御用達格瀧兵右衛門取次」と記載される。木版。

- ⑤ 覚(村々御払居米代先納金百両請取ニ付) (嘉永四年) 亥五月 御勝手方御勘定所[㊟]

※「御勝手御用達格瀧兵右衛門取次」と記載される。木版。

- ⑥ 調達金高内訳書(萬屋善右衛門ノ金六百六拾四両貳分) (嘉永三〜五年)

- ⑦ (拾ヶ年預金四万八千円之件ニ付書状・証文写) 明治六年九月 永田益衛↓白井武啓殿御初

- ⑧ (預金四万八千円之件ニ付書入土地名義取計ニ付書状) (明治六年) 一〇月

- ⑨ (拾ヶ年預金四万八千円之件其外ニ付書状写) 明治六年九月

※破損大。

- ⑩ (東京江筈足路費手当相渡ニ付書付) (明治四年) 未一〇月 家扶出仕↓一等家従佐藤貫三郎

第二冊〔調達金書類二〕

文久二年〜明治四年

〔徳川〕

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

①(献上金銭取計ニ付達) (明治四年)辛未一月 市井科→家令御中

※掛紙あり。綴からはずれた状態になっている。青色罫紙。

②(御国恩御冥加其外ニ付献金額・名前書上) (明治四年)辛未一月 市井科

※掛紙あり。綴からはずれた状態になっている。青色罫紙。

③借用申金子之事(御帰国御供旅装用意ニ付金七両拝借証文) 文久二年戊二二月 舍人源七郎⑩→御小納戸御役所

※綴からはずれた状態になっている。十四代・十七代徳川慶勝の江戸から名古屋への帰国に関するもの。

④借用申金子之事(御帰国御供旅装用意ニ付金七両拝借証文) 文久二年戊二二月 相原七郎兵衛⑩→御小納戸御役所

※十四代・十七代徳川慶勝の江戸から名古屋への帰国に関するもの。

⑤寛(御長持宰領・御抱御人足御着・御出立ニ付) (明治四年)辛未正月 宿藤七⑩→木村弥五八様

⑥寛(御警衛様方御着・出立ニ付) (明治四年)未正月 宿鉄三郎⑩→木村弥五八様

⑦寛(御用御頭・御輿人足御着・出立ニ付) (明治四年)未正月 宿松五郎⑩→木村弥五八様

⑧寛(小兒代右衛門様外御着・御出立ニ付) (明治四年)辛未正月 宿源兵衛⑩→木村弥五八様

⑨寛(梅村伝三郎様外御着・御出立ニ付) (明治四年)辛未正月 宿山田五郎左衛門⑩→木村弥五八様

⑩寛(諸隸様・御長持御宰領御着・御出立ニ付) (明治四年)未正月 宿平助⑩→木村弥五八様

第三冊 [調達金書類三] (天保八年→嘉永五年) [徳川]

①調達金利足内訳書(熊谷宝太郎ノ金四百五拾九兩貳分余) (嘉永二年→五年)

※[明治十一年十二月十七日 東京上等裁判所判事和田収蔵閣⑩]の朱書あり。

②米切手調達金之内利足滞分正金ニ取直候内訳書(熊谷宝太郎ノ金五千七百四拾五兩三分余) (天保八年→一三年)

※[明治十一年十二月十七日 東京上等裁判所判事和田収蔵閣⑩]の朱書あり。

③調達金高内訳書(熊谷宝太郎ノ貳万千貳百六拾五兩貳分余) (嘉永二年→五年)

※[明治十一年十二月十七日 東京上等裁判所判事和田収蔵閣⑩]の朱書あり。

④寛(村々御払居米代先納金貳百五拾兩請取ニ付) (嘉永二年)西五月 御勝手方御勘定所⑩

※「御勝手御用達 熊谷はま」と記載される。「明治十一年十二月十七日 東京上等裁判所判事和田収蔵閣⑩」の朱書あり。木版。

⑤寛(村々御払居米代先納金貳百五拾兩請取ニ付) (嘉永五年)子二二月 御勝手方御勘定所⑩

※「御勝手御用達 熊谷宝太郎」と記載される。「明治十一年十二月十七日 東京上等裁判所判事和田收藏閣[㊦]」の朱書あり。木版。

⑥ 覚「村々御私居米代先納金九拾兩請取ニ付」 (嘉永二年) 酉閏四月 御勝手方 御勘定所[㊦]

※「御勝手御用達 熊谷はま」と記載される。「明治十一年十二月十七日 東京上等裁判所判事和田收藏閣[㊦]」の朱書あり。木版。

第四冊 「調達金書類四」 (文久三年～明治三年) 「徳川」

① (当未年従三位様・従一位様・御簾中様御入用金書上) (明治四年)

※「従三位様」は十六代徳川義宣、「従一位様」は十四代・十七代徳川慶勝、「御簾中様」は慶勝簾中矩姫のこと。

② (車力賃等御入用請取ニ付書上) (明治) 七月 小崎丈太郎[㊦]

③ (奥女中・召仕老女其外切米代書上) (明治二年)

④ (八雲隊山本釜太郎外への銀子書上) (明治四年) 辛未一〇月 家扶

⑤ 返納物金高(已年元御広敷分) (明治四年) 辛未一〇月 家扶

⑥ (返納物金高其外金子書上抄) (明治二年～四年) (家扶)

⑦ (鉄道用地ニ関する県庁江差出候書類ニ付書状) 明治二五年二月二日 平松繁↓水野正則殿

※「名古屋鉄道用地一件書類」と書かれた封筒が貼り付けられている。青色罫紙。

⑧ 鉄道御用地之儀ニ付願(農業専務者困窮ニ付御不用地所私下被下度旨写) 明治一九年五月二八日 東京府華族 徳川義禮・家従服部保○↓愛知県令 勝間田稔殿

※青色罫紙。

⑨ (広井御扣鉄道ニ係わる潰地上納ニ付書状写) 明治二〇年六月 愛知同僚↓東京御家扶御中

※青色罫紙。

⑩ (笹島地所之件ニ付書状) (明治)二五年二月一日 片桐助作[㊦]↓水野正則殿

※青色「徳川」罫紙。

⑪ 記(愛知郡広井村地内地所御買上代領収書写) 明治二〇年三月七日 東京府華族地主 徳川義禮・家臣 平松繁郎↓愛知県知事勝間田稔殿

※青色「徳川」罫紙。

⑫ 願(鉄道用地御買上金額ヲ以テ道路改修費寄附仕度旨願書写) 明治二〇年六月 東京府華族 従五位侯爵 徳川義礼・家扶 間宮六郎印↓愛知県知事 勝間田稔殿

※青色「徳川」罫紙。

番号表題

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

⑬ 記(道路改修費寄付金貳千六百円上納ニ付写)

明治二〇年一月一五日

東京府華族 徳川義礼・家従平松繁印↓愛知県知事勝間田稔殿

※青色「徳川」罫紙。

⑭ (市街道路改修費寄附金貳千六百円領収ニ付写)

明治二〇年一月一七日

愛知県會計主務官 柳本直太郎印↓徳川義禮

※青色「徳川」罫紙。

⑮ 地所御払下ケ願(道路改修用地之内不用地有之ニ付写)

明治三三年一月二七日

東京府華族 徳川義禮・家従平松繁○↓愛知県知事 白根専一殿

※青色罫紙。

⑰ 請書(広井村字南志摩御買上地之内御不用地相成節ハ代金上納可仕旨副願写)

明治三三年一月二七日

東京府華族 徳川義禮・家従平松繁↓

愛知県知事 白根専一殿

※青色「徳川」罫紙。

⑱ (道路改修費寄附奇特ニ付銀杯下賜書付写)

明治二二年一月一五日

賞勲局總裁從三位勲一等伯爵 柳原前光・賞勲局副總裁從三位勲二等子爵大給恒↓正五位候爵 徳川義禮

※青色罫紙。

⑲ 証(木材運賃殘金相渡可申ニ付)

(明治)二〇年一月一九日

名古屋木挽町 半谷新助⑩↓静海丸善吉殿

※黒色罫紙。裏書あり。

⑳ 売渡申端書之事(杉北山丸太)

明治第八亥十一月二六日

愛宕郡第貳区西紫竹大門邨 坂元屋忠兵衛⑩↓尾州名古屋木挽町 沖村屋新助様

㉑ 売渡申端書之事(杉北山丸太)

明治八一年二月二五日

葛野郡第三区中川村 柴田萬五郎⑩↓尾州名古屋木挽町 沖村屋新助様

㉒ 借用仕金子之事(雛形)

(江戸) 借主・連判↓御小納戸 御役所

※木版。

㉓ 請取申銀子之事(御用代銀貳貫八拾両)

文久三亥年九月

長尾や勘右衛門⑩↓御広鋪 御用部屋 御役所様

㉔ 請取申銀子之事(御用代銀百貳拾両)

文久三亥年九月

長尾や勘右衛門⑩↓御広鋪 御用部屋 御役所様

第五冊 「調達金書類五」

(嘉永三年〜明治)

〔徳川〕

① 調達金高内訳書(内田忠次郎ノ金五万四千四百五拾九兩貳分貳朱余)

(嘉永三年〜五年)

② 調達金高内訳書(内田忠次郎ノ金三万八千貳百五拾七兩貳朱余)

(嘉永三年〜五年)

③ (神務所其外御寄進ニ付奉加帳)

(明治)三月

榎本忠次郎・杉浦勝雅

尾五―四七〇

〔文久三年より扶持米請取綴〕

*「請取申御扶持米之事」と表題がある状など、二二二点が糊で貼り付けられるなどして綴られている。

④ (神務所其外御寄進ニ付奉加帳額面三分一分) (明治)三月 榎本忠次郎・杉浦勝雅

縦綴

一

尾五―四七二

〔たま・ゆき着帯書類〕

*たま・ゆきは十四代・十七代徳川慶勝の側室。

天保一四年〜安政二年 (徳川)

縦

一

① 着帯・枕直し上ケ物出方覚 天保一四卯年八月二十五日 (徳川)

② 懷妊・着帯・枕直し上ケ物万出方覚(ゆき懷妊ニ付) 安政二卯年四月

③ 懷妊・着帯・枕直し上ケ物万出方覚(たま懷妊ニ付) 安政二卯年一〇月二八日

※状が挟み込まれている。

④ (たま懷妊ニ付懷妊・着帯・枕直し上ケ物万出方覚) 嘉永五子年閏二月二九日

⑤ 御待請御用留書 (江戸) 本詰

尾五―四七三

〔御勘定書付〕

(天保〜明治)

第一冊 〔御勘定書付一〕 (安政二年〜明治) (徳川)

① 安政四巳年御勘定書付 (安政五年)午正月

② 安政五午年御勘定書付 (安政六年)未正月

③ 文久二戌年御勘定書付 (文久三年)亥八月

④ 安政六未年御勘定書付 (安政七年)申二月

⑤ 万延元申年御勘定書付 (文久元年)酉三月

⑥ 文久元酉年御勘定書付 (文久二年)戌三月

⑦ 覚(渋紙包代書上) (安政六年)未六月 定会所↓御役所

※下ケ札二点あり。

⑧ 元治元子年御勘定書上 (慶応元年)丑七月

⑨ 文久三亥年御勘定書付 (元治元年)子八月

⑩ (定日差立方ニ付書状) (明治)四月一七日 嶋村宮三郎↓家従衆様

⑪ (御入用目当高其外ニ付書状) (明治)四月二七日 嶋村宮三郎↓家従衆様

横綴

五

番 号 表 題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

- 12 (当地御入用金延引其外ニ付書状) (明治)八月 嶋村宮三郎→家従衆様
- 13 (定日賃銀引違其外ニ付書状) (明治)七月七日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 14 (定日物当分御役所様ニ而御差出其外ニ付書状) (明治)四月一七日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 15 (小川様より御預り之御用金仕払其外ニ付書状) (明治)七月一二日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 16 (定日差出物代ニ付書状) (明治)一〇月七日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 17 (定日差立物代ニ付書状) (明治)十一月一二日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 18 (定日差出物代ニ付書状) (明治)戊月七日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 19 (小川様より之御用金取扱其外ニ付書状) (明治)八月七日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 20 (御役所様より御用金御廻し被下其外ニ付書状) (明治)九月七日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 21 (定日物浅草御邸取扱ニ付書状) (明治)八月二日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 22 (勤御免生田渡り物之儀ニ付書状) (明治)八月二七日 同僚→東府役懸御中
- ※細目23の状が糊で貼り付けられた状態で綴られている。
- 23 (生田被下金其外ニ付書状) (明治)一〇月五日 名古屋 同僚→東府役懸御中
- ※細目22の状が糊で貼り付けられた状態で綴られている。
- 24 (東京表御縁家方等より御附届品代書上) (明治)
- 25 (定日差立方賃銀相渡ニ付書状) (明治)六月一七日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 26 (水なわ請取状) (明治)六月二三日 瀧沢↓
- 27 (御用金御廻し被下難有旨其外ニ付書状) (明治)五月二二日 嶋村宮三郎→家従衆様
- 28 (小川殿より預り金其外ニ付追啓) (明治)六月二日 内家方→家従衆様
- 29 (金銭書上) (明治)
- ※萬年屋 嘉左衛門ほか四名の名前が記載される。
- 30 (当年御用金其外ニ付書状) (明治)六月二日 内家方→家従衆様
- ※細目31の状が糊で貼り付けられた状態で綴られている。
- 31 (諸払仕払方其外ニ付書状) (明治)六月一五日 役懸り家従→東京 嶋村宮三郎殿
- ※細目30の状が糊で貼り付けられた状態で綴られている。下ケ札あり。

- 32 (御用金御廻し其外ニ付書状) (明治)六月二七日 嶋村宮三郎↓御家従衆様
- 33 (定日差立目方帳巻冊御下ヶ被下度旨其外ニ付書状) (明治)五月二二日 嶋村宮三郎↓御家従衆様
- 34 (深川瑞雲寺より御札・手紙差出其外ニ付書状) (明治)五月二二日 嶋村宮三郎↓御家従衆様
- 35 (松井善三郎引取金其外ニ付書状) (明治)二月一七日 寄物金懸り御小納戸詰↓蔵方手代衆様
※返書が糊で貼り付けられている。
- 36 (御勘定済金書上) 安政二卯一〇月二七日
※端裏に朱書で「御勘定済正本殿①山口殿江御引渡相済候事 安政二卯十月廿七日」と書かれている。
- 37 (御小納戸拝借金下捨御吟味願ニ付書状) (明治)四年辛未四月 兵隊中川助左衛門↓
※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- 38 知多郡大黒川南新田願金料
- 39 (鎌島新田米ニ付書付)
- 40 おほへ(境口高廊下御番所器物書上) (明治)一〇月 元御勝手番所
- 41 (御側寄物金被下捨ニ付届書) (明治)一月 神谷弘二郎↓
- 42 (去午暮引取金引渡ニ付書状) (明治)五月二五日 倉廩懸り↓内家家扶衆
※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- 43 (杉股川御番所諸色類上納書上) (明治)一〇月 卒族役割↓
- ※掛札「長谷川良蔵①差出 閏月三日」とあり。
- 44 (卯年勘定書上) 辰正月
- 45 (御張札之儀ニ付添状) (明治)四月二四日
※掛紙二点あり。
- 46 内密口上(御途中書物失敬其外ニ付書状) (明治)二月二四日 小出寅三↓辰巳吉兵衛様
※下ヶ札あり。
- 47 (御目付同心太田庄左衛門外三名金六両借用割符書付) (文久三年)亥七月 御小納戸役所↓太道寺新兵衛殿・山田惣兵衛殿
- 48 (御上京御供ニ付文金拾両借用割符書付) (文久三年)亥正月 御小納戸役所↓久保文山殿
- 49 (文金貳両式分借用割符書付) (文久二年)戌六月 御小納戸役所↓西原鉄吉殿

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

第二冊〔御勘定書付二〕 (安政三年→明治二〇年) 〔徳川〕

- ① 記(材木代金書上) (明治二〇年)
 - ② 麦島材係 今井精一殿勘定(勤工賃書上) (明治) 牧田様ほか五名↓
 - ③ (材木代外集金差引勘定書上) (明治)
 - ④ (午年勘定書上) (明治三年)
 - ⑤ (上納金書上) (慶応元年)丑二月 伊藤次郎左衛門↓御城 御小納戸御役所
 - ⑥ (千代倉屋久兵衛返納金米請取方ニ付書状) 正月二五日 天野藤四郎↓寺山虎助様
 - ⑦ 覚(御側寄物金返上分請取書) (元治元年)子八月 寄物金懸り⑨↓御当用方 御役懸り衆様
 - ⑧ (千代倉屋久兵衛返納金之儀ニ付書状) (慶応元年)閏五月二日 林藤左衛門↓寺山虎助様・中野惣太郎様
 - ⑨ (御役所御用聞千代倉屋久兵衛返納金之儀ニ付書状) (慶応元年)正月晦日 天野藤四郎↓寺山虎助様
 - ⑩ (伊藤次郎左衛門より為替ニ而困金差登ニ付書状) 一一月七日 岩田弥左衛門↓小瀬新太郎様
 - ⑪ 覚(熱田駅迄人足耆人代書上) 九月一七日 人足問屋⑩↓
 - ⑫ (比丘尼巳十月十一月分被下米別紙取調ニ付書状) 一〇月八日 豊田庄藏↓加藤菊太郎様
 - ⑬ (比丘尼三ヶ月分被下米書上)
 - ⑭ (比丘尼一ヶ年分被下銀書上)
 - ⑮ (東京諸賄勘定書上) (明治二年→四年)
 - ⑯ 御入用積大凡(御小袖・御袴・御単ほか) (明治)
 - ⑰ 御入用積(冬御召服御裏綿御縫糸代ほか) (明治)
 - ⑱ 御入用積(冬御召服御裏綿御縫糸代ほか) (明治)
 - ⑲ (菊印御祝ニ付赤絹糸其外書上) (明治四年)七月二七日
- ※「菊印」は十四代・十七代徳川慶勝七女良子(良姫・明治二年三月七日生)のこと。
- ⑳ (良姫様御髪置諸入用ニ付書状) (明治四年)八月
 - ㉑ (良姫様御髪置祝儀諸入用見積書上) (明治四年)
 - ㉒ (於良様御三歳御祝御小袖外品代書上) (明治四年)

※下ヶ札あり。

② 於良様御髪置御祝御入用凡積(御召服御入用・神社御初穂・御道具修繕) (明治四年)一〇月

※下ケ札あり。

④ 万延元年申年御髪置御祝ひ之節御入用(道姫・登代姫・義宜の御髪置祝儀ニ付) (万延元年)

※道姫は十四代・十七代徳川慶勝の三女、登代姫は同四女、義宜は同三男。

⑤ (御良様当年御髪置御祝ひ入用之儀ニ付書状) (明治四年)辛未一〇月 家扶↓

⑥ 道・登代様御三歳御祝御先例(御小袖・御紋裾御縫入ほか) (万延元年)

⑦ 扣天保十一子年御入国御参府ニ付借用之輩返納金(九拾五兩余) (安政三年)辰九月

※朱書で「安政三辰十二月晦日差立相成候事」と端に書かれている。

⑧ 覚(梶原孫市右衛門分札金貳拾兩受取ニ付) (文久元年)酉三月二日 酒井稲助↓(御小納戸御役所)

⑨ (山本孫之丞未年分割戻金貳兩貳分請取書) (文久元年)酉三月 山田幸二郎(花押)↓御小納戸御役所

⑩ 覚(御側寄物金割戻金貳分貳朱請取ニ付) (万延元年)申一二月 大御番組 荒川武左衛門↓(御小納戸御役所)

⑪ 覚(若井鋏吉分御側寄物金割戻金壹分請取ニ付) (文久元年)酉三月 酒井稲助↓御小納戸御役所

⑫ 覚(御側寄物金割戻金三分貳朱請取ニ付) 安政四年巳年正月 平岩金之丞↓御小納戸御役所

⑬ 覚(御側寄物金差戻金壹兩貳分余請取ニ付) (文久二年)戌六月二日 岩崎健蔵↓(御小納戸御役所)

⑭ (磯谷久次郎午年分割戻金三兩壹分貳朱請取書) (文久元年)酉三月 山田幸二郎(花押)↓御小納戸御役所

⑮ (去々未年御側寄物金札金壹兩三分請取書) (文久元年)西六月 林増次郎↓山田幸二郎様

⑯ (御側寄物金去巳年上納分式朱請取書) (文久元年)西九月二九日 賀島喜平治↓御小納戸御役所

⑰ 覚(御側寄物金子暮返上分割戻金拾兩余請取ニ付) (元治元年)子一二月 小笠原龍三・野崎藤六郎↓御小納戸御役所

⑱ 覚(亡父嘉左衛門拝借御側寄物金割戻金壹分貳朱余請取ニ付) (文久二年)戌六月 川口卯之助↓御小納戸御役所

第三冊 (御勘定書付三) (天保二二年(幕末) (徳川)

① 丑三月十四日 加藤伝四郎江相渡候書付写(天保十一子年御入国御参府ニ付借用直上納取立帳) (天保二二年)

② (午暮地渡御藏廻入印書上) 五月二八日

※「金貳百四拾貳兩貳分貳朱請取書」が糊で貼り付けられている。

③ 未年春上納(上納金書上) 酉一二月二五日

④ (西戌亥子四年分金子并人別書付伝四郎江相渡ニ付書付) 丑三月一四日

番号表題

尾張徳川家文書目録(十一)

年月日

作成者(差出↓宛所)

形態・数量

- ⑤ (酉戌亥子四年分差下ニ付書上) (丑八月)
- ⑥ 嘉永元申八月御蔵々相廻候分(江戸より差立分正金書上) 嘉永元申八月二五日
- ⑦ 辰暮於御蔵引取分別段御内々割戻之分(御蔵より廻る分) 嘉永元申八月
- ⑧ 扣(辰年分外正金書上)
- ⑨ 別段御内々(辰年分外正金書上)
- ⑩ 扣(御内々役懸之分・未暮御蔵引取分)
- ⑪ (辰年分正金書上)
- ⑫ 午暮地方廻り江戸納り入印口(正金書上)
- ⑬ 巳暮地方江戸納り入印口(正金書上)
- ⑭ 巳暮御蔵廻り入印之分引取金(正金書上)
- ⑮ 申年引取地渡入印(正金書上)
- ⑯ 午暮地渡入印御蔵廻り(正金書上)
- ⑰ 巳暮地方廻り入印(正金書上)
- ⑱ 地渡辰暮御蔵廻り入印(正金書上)
- ⑲ 江戸入印午年御蔵廻り(正金書上)
- ⑳ 入印巳年分(正金書上)
- ㉑ 午暮上納入印未上納之分(正金書上)

第四冊〔御勘定書付四〕 (明治) (徳川)

- ① (本子村一円汐入ニ付書状) 大代官手代↓御小納戸詰衆様

※前欠、見返し部分に貼り付けられている。

- ② 御賞典録巳年分(内訳外) (明治二年)
- ③ 午年(御賞典録内訳外) (明治三年)
- ④ 未年(御賞典録内訳外) (明治四年)
- ⑤ 申年分(御賞典録内訳外) (明治五年)

〔請取書類〕

⑥ 酉年分(御賞典録内訳外) (明治六年)

⑦ 鎌道具之部

⑧ 金減金丸八之字印

⑨ (午未申年 御賞典貸下) (明治)

⑩ 御賞典払 (明治)

⑪ 御本納払 (明治)

第五冊 〔御勘定書付五〕 (幕末) 〔徳川〕

※御側寄物金の拝借・上納に関する状が九八点綴り込まれている。

(明治) 〔徳川〕

*十四代・十七代徳川慶勝の芝居見物・写真御用ほか、趣味に関する領収書などを綴ったもの。

① 覚(棧舗代ほか金拾六円余受取ニ付) (明治) 十一月二四日 相摸屋清吉↓上

※相摸屋は新富町芝居前にあった茶屋。

② 記(嶋原御入用金貳拾五両余請取ニ付) (明治) 十一月四日 石原↓

※(尾上) 菊五郎へ被下金貳両五分ほか書き上げられる。

③ 記(棧舗代ほか金拾六両余請取ニ付) (明治) 一〇月二四日 岩附家⑨↓本所様

④ 記(猿若町出御之節御入用金廿六両余内訳書上) (明治) 一〇月二四日

※(澤村) 宗十郎への被下金五両ほか書き上げられる。

⑤ 記(祇園料理代ほか代金壹円余請取ニ付) (明治) 一月六日 前田儀邦↓上

⑥ 記(料理代金九拾貳銭余請取ニ付) (明治) 一月五日 ぎをん 吉兵衛⑨↓上

※印文は「浅草 御蔵前 須賀町 高砂屋」とあり。

⑦ 記(料理代金五円余受取ニ付) (明治) 七月六日 柏屋善⑨↓上 御役人衆中様

※印文は「水心楼 両国元町」とあり。

⑧ 記(器械箱・アルコール瓶其外金三円請取ニ付) (明治) 三月三〇日 中田清二郎⑨↓徳川縣 御奥 御取次衆中様

※慶勝の写真御用に関する領収書。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

⑨ 記(棧鋪代ほか金拾四兩余請取ニ付) (明治) (相摸屋) ↓

※「相摸屋」の押印あり。後欠。

⑩ 記(金杉御出之節御入用金廿壹兩余内訳書上) (明治)一〇月二九日 (相摸屋) ↓

※「相摸屋」の押印あり。後欠。成田屋(市川團十郎)へ被下金貳兩貳分ほか書き上げられる。

⑪ 記(棧鋪代ほか金拾四兩余請取ニ付) (明治)一〇月二九日 三河や^印 ↑

※印文は「河原崎座 三河屋万蔵 芝新堀 芝居隣」とあり。

⑫ 記(染井御出の際の入用費メ五兩余書上) (明治)一二月二日 藤平 ↓

⑬ 記(棧敷代ほか金五兩余受取ニ付) (明治)八年亥一〇月一〇日 さかミ屋清吉^印 ↑

※「花沢・嶋原劇場見分」と端書きがある。

⑭ 記(貝細工・人形ほか代金四兩余書上) (明治)五月 ↓上

⑮ 記(祇園料理代金壹兩余請取ニ付) (明治)五月二七日 ぎおん吉兵衛^印 ↑上⑯ 記(貰入五兩落掌ニ付) (明治)五月一七日 伊達從二位(宗城)^印 ↓徳川從一位(慶勝)様御家扶中様

※印文は「伊達家扶」とあり。綴りから剝がれた状態で挟み込まれている。

⑰ 記(白呂代金六兩余請取ニ付) (明治)五月九日 古平店菊次^印 ↓石原様

※印文は「浅草橋通瓦町 古平 現金かけねなし」とあり。

⑱ 記(一月から三月までの人力代ほか金銭書上) (明治)

⑲ 記(棧鋪代ほか嶋原御入用金メ二十三兩内訳書上) (明治)七月一八日

※端裏に「嶋原入用」とあり。(尾上)菊五郎へ被下金貳兩貳分ほか書き上げられている。

⑳ 記(御時計御算笥手間代ほか金八兩余請取ニ付) (明治)五月 大橋喜一郎^印 ↑上㉑ 記(檜・ホウノキ御写真梓板代ほか金壹兩余請取ニ付) (明治)九月 大橋喜一郎^印 ↑上

㉒ 記(河原崎座見物御入費メ金廿五兩余内訳書上) (明治)五月一三日 石原 ↓

※成田屋働中へ被下金貳百疋ほか書き上げられている。

㉓ 記(棧敷代ほか金拾六兩余請取ニ付) (明治)五月一三日 芝三河や^印 ↑上

※成田屋働中へ被下金貳百疋ほか書き上げられている。

㉔ 記(棧敷代ほか金六兩余請取ニ付) (明治)五月三日 岩城屋^印 ↓本所様

〔御小納戸金返納請取通外〕

天保二年〔天保〕
明治二年〔天保〕

〔徳川〕

横綴

②⑤ 記(大師河原へ出御御入用金、十五両内訳書上) (明治)四月九日 岩城屋⑨↓本所様

②⑥ 記(材木代金貳円余請取ニ付) (明治)二月四日 大工猿之助⑨↓石原様

②⑦ 記(かんざし・貝細工ほか代金四円余内訳書上) (明治)

① (願上候都筑注文車代価ニ付書状) (明治)

② (茶道具覚) (明治)

③ (檀木町鈴木三四郎長男ニ付断簡) (五月三日)

④ 記(払米代金請取ニ付) (明治)二〇年八月一九日 徳川邸伊東祐三⑨↓鍊谷正吉殿

⑤ (運賃其外覚書) (明治)

⑥ (加籍願之儀ニ付書状) (明治) 法田富松↓伊東(祐乗)様

⑦ 記(茶碗品目書上) (明治)二〇年八月

⑧ (戸籍簿登記一件ニ付書状) (明治)二月一三日 法田(富松)↓伊東(祐乗)様

⑨ (洋銀為替取組方之儀ニ付書状) (明治)三月二〇日 水野良知(カ)↓伊藤金藏様

⑩ (大箱・小箱入品物覚書) (明治)三月二〇日 水野良知(カ)↓伊藤金藏様

⑪ (勝間田稔県令赴任ニ付書状) (明治)一八年二月二八日 小石川 水野遵↓本所横網町 吉田知行様

※封筒あり。勝間田稔は長州藩出身、明治一八年一月に愛知県令となる。

⑫ 乙酉第三号(本社増設器械注文代価払込ニ付通知) 明治一八年二月二四日 相談役⑨↓吉田知行様

※印文は「大阪紡績会社」とあり。綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

⑬ (兼役之海鼠腸拝呈ニ付書状) (明治)一月二日 政紀↓(吉田)知行様

⑭ (郡役所より之付箋取計ニ付書状) (明治)五月一七日 法田(富松)↓伊東(祐乗)様

⑮ 異動遷延手続書(長男牛田富松廃嫡次男政治跡式相続ニ付案文) 明治二年 ↓戸長宛

⑯ 知行所引取人別書出し (明治四年)未六月一日

⑰ 御内々拝借口年賦割(拝借金覚書) (明治四年)未六月一日

⑱ (返納金ニ付書状) (明治)一〇月一四日 山崎経右衛門↓吉兵衛様

番号表題

年月日 作成者(差出↓宛所)

形態・数量

19 (御新田金取立方出来候分引渡ニ付書状) (明治)正月八日 丹羽郡出張所↓内家方

※下ケ札あり。

20 (御宮・定光寺・建中寺其外甲冑類風入等ニ付覚) (明治)

※下ケ札あり。

21 (御新田金返納請取通) 天保二年子二月 御小納戸役所⑨↓大工平左衛門

22 (御新田金返納請取通) 天保二年子二月 御小納戸役所⑨↓安井右膳

23 (御誕生日御祝品御渡ニ付覚) (明治)三月六日 (良姫)↓

※実母のたせ、御取揚姥のりか、御乳持老人への御渡品(鳥の子餅ほか)が書き付けられている。

24 未暮御褒美大凡調(家従・家丁・卒・諸隸御褒美見込覚) (明治四年)十一月

25 (御庭御用向出精ニ付褒美覚) (明治)

26 (家扶服部憲屋相解除名為致度ニ付依頼状) (明治)一五年二月一七日 徳川慶勝↓二十日会幹事御中

27 覚(鯉節御買上金老兩請取ニ付) (明治四年)正月二九日 平井仲⑨↓秋元久馬殿

28 覚(御知行所年頭御料理被下金五兩受取ニ付) (明治四年)正月四日 平井仲⑨↓秋元久馬殿

29 覚(運賃・飛脚雜用代金拾六兩請取ニ付) (明治四年)正月一〇日 平井仲⑨↓山田小平次殿

30 覚(金五兩御買物代之内江御下渡ニ付) (明治四年)正月一八日 吉原禮助↓山田小平次殿

31 覚(竹鼻ニ而御通り品々御入用金老兩余請取ニ付) (明治四年)正月二二日 平井仲⑨↓山田小平次殿

32 覚(揚り米・御酒四斗老樽代四兩請取ニ付) (明治四年)正月二五日 平井仲⑨↓秋元久馬殿

33 覚(木割袖代・木挽手間代金三拾三兩余請取ニ付) (明治四年)正月晦日 平井仲⑨↓秋元久馬殿

34 覚(金三兩余晦日御仕払之分江請取ニ付) (明治四年)未正月晦日 平井仲↓秋元久馬殿

35 覚(小倉御帶地外代金四兩請取ニ付) (明治四年)二月四日 平井仲⑨↓秋元久馬殿

36 覚(御賄物・御神酒代金式兩請取ニ付) (明治四年)二月七日 平井仲⑨↓秋元久馬殿

37 覚(金五兩御買上物代金之内御下渡ニ付) (明治四年)二月二日 吉原禮助↓秋元久馬殿

38 覚(金五兩御買上物代金之内江御下渡ニ付) (明治四年)二月二日 吉原禮助↓秋元久馬殿

39 覚(金五兩御買上物代金御下渡ニ付) (明治四年)二月一六日 吉原禮助↓秋元久馬殿

40 覚(金式兩御買上物代金御下渡ニ付) (明治四年)二月二〇日 吉原禮助↓秋元久馬殿

- ④1 覚(御日傘老本外代金老兩御買物之内江請込ニ付) (明治四年)未二月二日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ④2 覚(金式兩吉原禮助御買上物之内江御預り請込ニ付) (明治四年)未二月二日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ④3 覚(御中間共御日雇金拾五兩余請込ニ付) (明治四年)二月晦日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ④4 覚(大工日雇・左官・木挽・桶屋手間代外金三拾兩請込ニ付) (明治四年)二月晦日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ④5 詰相解名古屋表江罷下候ニ付書狀) (明治三年)三月二日 小川只三郎→家從衆様
- ④6 舟楫方御手当之事(白鳥御船藏家丁介格別骨折ニ付) (明治四年)未七月一〇日 一色瀬兵衛→久米銭太郎・水谷浅次郎・三輪直三郎
- ④7 覚(金三兩御買物之内江請取ニ付) (明治三年)二月三日 平井仲^④→菊池治郎藏殿
- ④8 覚(御上り御酒代金四兩余請取ニ付) (明治三年)二月七日 平井仲^④→菊池治郎藏殿
- ④9 覚(金札老兩御買上物之内江預りニ付) (明治三年)二月一二日 今井市郎^④→菊池治郎藏様
- ⑤0 覚(金老兩御買上物之内江當借ニ付) (明治三年)二月一七日 今井市郎^④→菊池治郎左衛門殿
- ⑤1 覚(金式兩御買上物代之内江當借ニ付) 今井市郎^④→稲葉登殿
- ⑤2 覚(金式兩御入用御買物之内江請取ニ付) (明治三年)二月二四日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ⑤3 覚(金老兩余受取ニ付) (明治三年)二月二七日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ⑤4 覚(仕込分金式拾三兩余請込ニ付) (明治三年)午一二月晦日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ⑤5 覚(金式兩御手元御筆墨御入用外江請込ニ付) (明治三年)一〇月五日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ⑤6 覚(金拾兩隱居初メ夫々江被下金外江請込ニ付) (明治三年)一〇月晦日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ⑤7 覚(金拾兩炭四拾五俵代江請込ニ付) (明治三年)一〇月晦日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ⑤8 覚(金拾兩河野喜内殿江渡り外江請込ニ付) (明治三年)一〇月一日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ⑤9 覚(金拾兩御道具類運賃費外江請込ニ付) (明治三年)二〇月二日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ⑥0 覚(炭代拾兩請取ニ付) (明治四年)未一〇月一四日 棚橋忠衛→秋元久馬殿
- ⑥1 覚(金三拾五兩安中四人御手当金外江請込ニ付) (明治三年)一〇月二九日 平井仲^④→秋元久馬殿
- ⑥2 (別紙願書取扱有之度ニ付書狀) (明治四年)四月一五日 愛知同僚→東京一世家從御中

※返書が糊で貼り付けられている。

⑥3 (材木代其外請求ニ付覚) (江戸)七月 御作事役所^④→前田又四郎殿

⑥4 (材木代其外請求ニ付覚) (江戸)八月四日 新御殿 御作事役所→

⑥5 (古材代銀請求ニ付覚) (江戸)八月 御作事役所→前田又四郎殿

番 号 表 題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

- ⑥⑥ (湯殿・雪隠其外代金請取ニ付覚) (江戸)六月 御作事役所→前田又四郎殿
- ⑥⑦ (古根太代銀請求ニ付覚) (江戸)六月 御作事役所⑥⑦→前田又四郎殿
- ⑥⑧ 覚(五間はり代請取ニ付) (慶応二年)寅九月 藤助→前田様御屋敷
- ⑥⑨ 覚(挽代ニ付) (慶応二年)寅九月 木引與助→前田様御屋敷
- ⑦⑦ (梅村恒助養母病死ニ付定式服忌届書) (江戸)五月九日 御年貢地懸り→
- ※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- ⑦① 覚(せん隠取立手間金式分請取ニ付) (江戸)一〇月二〇日 日雇松蔵⑥⑧→前田様
- ⑦② 入札之通受取 (明治)七月晦日 永田益衛→一等家従御中
- ⑦③ (元勘定所江預ケ金類期延御達ニ付書状) (明治)二月四日 服部善十郎・加藤栄太郎→山下幸蔵様
- ※返書が貼り付けられている。
- ⑦④ (元勘定所江預ケ金類期延御達ニ付書状) (明治)二月四日 服部善十郎・加藤栄太郎→山下幸蔵様
- ※返書が貼り付けられている。
- ⑦⑤ (別紙金兵衛手形御廻御払方御問合ニ付書状) (明治)二月二日 次郎兵衛→菊太郎様
- ⑦⑥ 覚(金三拾匁兩南条村花火御覧入用其外江請込ニ付) 平井仲⑥⑨→秋元久馬殿
- ⑦⑦ 覚(金三兩余御手当金外江請込ニ付) (明治三年)十一月晦日 平井仲→秋元久馬殿
- ⑦⑧ (金子勘定覚) (慶応二年)
- ※状が貼り付けられている。
- ⑦⑨ (岩倉公被仰出御保護之件漸次組織成ニ付書状) (明治)七月三十一日 松下国光(カ)→徳川慶勝公閣下
- ⑧⑦ (大坂府平民兼松房次郎賞典録資金譲受之儀ニ付回答書) (明治)
- ※別の状が二点貼り付けられている。
- ⑧① 口演(読売新聞掲載の近衛殿息女と徳川家達の縁組誤伝ニ付書状) (明治)五月四日 (松平)頼聰(カ)→水野先生
- ⑧② (書類採蒐・建中寺管理其外ニ付規定覚) (明治)
- ⑧③ (御地白綸子外着物数・代金書上) (明治)
- ※下ケ札多数あり。糊で貼り付けられた文書「(白羽二重ほか数量・代金書上)」がある。
- ⑧④ 御召類おほへ(橘印御側御用) (明治二年)巳ノ三月

85 (紫雲御買上願ニ付書状) (明治) 二月五日 古瀬梅助↓加藤菊太郎殿

86 覚(紙代金書上) (明治)

※端裏に「谷口」と記載あり。

尾五―四五

〔明治元辰年 御留守中支払書付〕

(文久三年〜明治二年)

〔尾張家〕

*表紙が破損しているため取扱注意。

① 辰 御留守中 御払書付入 (明治元年)

※袋

② 覚(正金・米切手金書上) 一〇月三日 細井助蔵↓平田所へ

③ 御留守之分(京都定日便歩行荷物賃代其外書上) (慶応四年) 辰

※端裏に「在留取交 辰九月四日払」と記載あり。綴から剝がれた状態で挟み込まれている。

④ 覚(判代錢書上) (明治元年) 辰一〇月三日 平田[㊦]↓

※綴から剝がれた状態で挟み込まれている。

⑤ (五月中番間雑用・遠方行御遣ニ付金錢書上) (慶応四年) 五月 平田[㊦]↓

※端裏に「留辰五月中払済」と記載あり。綴から剝がれた状態で挟み込まれている。

⑥ (当夏鉄炮雑用銀相渡仕度ニ付御達) (慶応四年) 五月 御広敷組組頭↓見習三人

※端裏に「払済」と記載あり。

⑦ (夏裾網代相渡仕度ニ付御達) (慶応四年) 五月朔日 (御広敷組) 同心組頭↓御広敷組同心 拾八人

※端裏に「払済」と記載あり。

⑧ (掃除并荷数持運其外骨折ニ付金銀被下覚) (慶応四年) 四月 御中間頭↓御中間組頭初延人六拾人

※端裏に「四月晦日払済引越雑用」と記載あり。

⑨ (番間・遠方行雑用費覚) (慶応四年) 四月 御中間頭↓

※端裏に「四月晦日払済」と記載あり。綴から剝がれた状態で挟み込まれている。

⑩ 覚(京都指登分其外正金・米書上) (慶応四年) 四月二四日 細井助蔵↓平田所

※端裏に「払済」と記載あり。

⑪ 判代正金・米切手金書上 (慶応四年) 四月一三日 細井助蔵↓平田所

※端裏に「御在国中之分」と記載あり。

番 号 表 題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

⑫(大森寺外他所行雜用銀書上) (明治元年)九月二十八日

※端裏に「辰九月晦日払」と記載あり。

⑬(十月中遠方便・御酒代御渡ニ付御達) (明治元年)一〇月晦日 御中間頭↓

※端裏に「十月晦日払」と記載あり。

⑭御留守地置賃代 (明治元年)十一月

⑮御慰御用江戸御払之部賃代 (明治元年)辰二月

⑯覚(冬裾綱代相渡仕度ニ付御達) (明治元年)九月 御広敷同心組頭↓

※端裏に「辰九月七日払済」と記載あり。綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

⑰覚(添印切手引請料受取ニ付) 八月一四日 泉屋太助↓

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

⑱(八月中御中間雜用相渡ニ付御達) (慶応四年)八月二十九日 御中間頭↓

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

⑲覚(金子書上) (慶応四年)八月一四日

⑳(拝借口・御入用其外金子覚) (明治)

※文中に「巳年」「午年」と記載あり。

㉑(御屋形御広鋪草取掃除代金御渡ニ付書状) (明治)八月三日 御作事下奉行↓御広敷御用達衆

㉒覚(式朱札外引替ニ付) 二月二十九日 御広敷↓引替所江

㉓(表女中・奥女中・御簾中様御附女中其外金銀書上) (明治二年)巳七月

※掛紙あり。

㉔(女中上ヶ米代上納其外金銀書上) (明治)七月二日 御広敷役所尾崎嘉平↓平田所

㉕(御広敷女中江戸表江差下候講金ニ付書状) (明治)八月一日 橘田弥左衛門↓中野清右衛門様

㉖(御留守方御広敷女中江戸表江差下候講金ニ付書状) (明治)六月二日 町奉行所吟味役↓中野清右衛門様

㉗(御留守方御広敷女中江戸表江差下候講金ニ付書状) (明治)七月四日 町奉行所吟味役↓中野清右衛門様

㉘覚(添印切手世話料受取ニ付) 泉屋太助

㉙覚(添印切手代金書上) (慶応四年)辰六月二十四日 平田↓

- ③⑩ 覚(添印切手代金書上) (慶応四年)辰六月二十四日 平田↓
- ③⑪ (御広敷雑用御加金分相渡仕度ニ付御達) (明治)二月二十九日 (御広敷組)同心組頭↓御広敷組同心見習式人
※端裏に「十二月晦日 払済」と記載あり。
- ③⑫ (十一月中雑用銀錢書上) (明治)十一月 (御広敷組)同心組頭↓
※端裏に「十一月中番間 払済」と記載あり。
- ③⑬ (辰七月の十二月迄月々雑用金書上) (明治元年)十一月
※端裏に「梅山・千尾 辰暮払」と記載あり。
- ③⑭ (女中発足熱田江御締雑用相渡仕度ニ付書状) (明治)九月晦日 御広敷番之頭↓御勝手口番 壱人
- ③⑮ (松波市蔵外二名江雑用銀相渡仕度ニ付御達) (慶応四年)六月 御広敷御賄頭↓御勝手口番 壱人
※文中に「卯十二月朔日辰五月廿九日迄」などと記載あり。端裏に「六月晦日 払済」と記載あり。
- ③⑯ 覚(誓願寺使其外雑用銀錢書上) (慶応四年)六月 御中間組頭↓御勝手口番 壱
③⑰ (伊藤三郎江御広敷御用部屋書役添書打込相勤ニ付雑用金相渡仕度旨御達) (慶応四年)七月 書役↓伊藤三郎
※端裏に「七月四日 払済」と記載あり。
- ③⑱ (森居蔵介外一名辰秋雑用銀相渡仕度ニ付御達) (慶応四年)六月 御中間頭↓
※端裏に「六月晦日 払済」と記載あり。
- ③⑲ (当年歳暮初可被下哉覚) (明治元年)辰十二月 御中間頭↓
- ④⑰ 歳暮物(御小納戸・御用部屋坊主・御中間組頭江被下金覚) (明治元年)
※文中に「丑寅年」「卯暮」などと記載あり。
- ④⑱ (松波市蔵外九名江辰暮雑用金銀相渡仕度ニ付御達) (明治元年)十二月 御広敷御賄頭↓
※端裏に「廿七日 払済」と記載あり。
- ④⑲ 覚(金子受取ニ付) (明治)四月一八日 御中間組頭↓
※端裏に「在四月十九日渡ス」と記載あり。綴から剝がれた状態で挟み込まれている。
- ④⑳ 覚(小使雑用金相渡ニ付御達) (明治)三月晦日 御中間↓
※端裏に「三月中 番間 払済」と記載あり。
- ④㉑ 覚(熱田行雑用三人江雑用金相渡ニ付御達) (明治)三月二十九日 同心組頭↓

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

- ④⑤ (遠方使雑用銀錢御渡ニ付御達) (慶応四年)七月申 御中間組頭↓
※端裏に「辰七月 払済」と記載あり。
- ④⑥ 覚(正金銀包候ニ付) (慶応四年)八月九日 細井助蔵↓平田所
※下ケ札多数あり。
- ④⑦ (寺沢孫四郎外七名前借願ニ付覚) (明治元年)九月
※端裏に「辰九月廿八日 仕払済」と記載あり。
- ④⑧ 覚(判代正金銀・米切手書上) (明治)二月 細井助蔵↓平田所へ
※端裏に「払済」と記載あり。
- ④⑨ (辰暮渡雑用金相渡仕度ニ付御達) (明治)二月 御広敷御中間頭↓
※端裏に「払済」と記載あり。
- ⑤⑩ (堀田慶助江雑用銀相渡仕度ニ付御達) (明治元年)二月 (御広敷御用部屋)書役↓
※端裏に「辰暮 払済」と記載あり。
- ⑤⑪ (成田屋栄助老両引取置ニ付覚) (慶応四年)七月二十九日
※端裏に「七両口」と記載あり。
- ⑤⑫ 覚(成田屋栄助内渡・比丘駕籠代其外金子覚) (慶応四年)辰八月
- ⑤⑬ 覚(京都定日歩行荷物賃代金札書上) (明治元年)二月二日
- ⑤⑭ 覚(米切手金ニタ口包之事ニ付) (明治元年)二月二日 細井助蔵↓平田所
- ⑤⑮ (熱田誓願寺御使其外遠方行・番間雑用銀錢御渡ニ付御達) (明治二年)正月二八日 御中間頭↓
※端裏に「巳正月分払済」と記載あり。
- ⑤⑯ 覚(他所行雑用銀書上) (明治元年)二月二十九日 御中間頭↓
- ⑤⑰ 口上(正金御引替之米切手ニ付) (慶応四年)七月二五日 平田↓
- ⑤⑱ (栄助・五助宛金子書上覚) (明治元年)
※「覚」が糊で貼り付けられている。綴から剥がれた状態で挟み込まれている。
- ⑤⑲ 覚(金箔五十枚ニ付金銭書上) (明治) 小出東九郎↓
※端裏に「小出東九郎 箔代」と記載あり。「覚」が糊で貼り付けられている。

60 覚(金銭受取ニ付) (明治)三月一八日 綿屋喜兵衛^印↓上

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

61 (当春雑用金相渡ニ付御達) (明治二年)三月 坊主組頭↓上

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

62 覚(判代式包ニ出来ニ付) (明治二年)三月一七日 細井助藏↓平田所江

63 (御ちや代請取書) (明治二年)三月一五日 川口や新助^印↓

64 御膝着出来方御入用積 (明治)三月二九日 水谷平左衛門↓

※綴から剥がれた状態で挟み込まれている。

65 覚(御懸時計天秤直ニ付金銭書上) (明治)正月二七日 御時計使藤七↓御留守方御広敷御役所

66 覚(判代四包ニ出来ニ付) (明治)二月一八日 御広敷役所細井助藏↓平田所江

67 (御中間組頭其外亥春雑用金相渡ニ付御達) (文久三年)亥二月 御中間組頭↓

68 (桑山宗圓外一名江御扶持代相渡仕度ニ付御達) (文久三年)亥二月 同心組頭↓

69 (沓ヶ年沓人分両度渡ニ付覚) 正月 組頭↓

70 (御勝手御番沓人女中衆熱田江御越先勤罷越ニ付雑用金相渡仕度旨御達) 三月二九日

※端裏に「三月中払済」と記載あり。

尾五十四 〔雑用支払書付〕

(文久〜明治六年)

〔徳川〕

① 諸向より雑用等御金達仕払済書付入

※袋。「追而留帳へ書人物」と記載あり。

② 乍恐口上書を以奉御内願候御事(代人江早行御下金相成候様願) 大晦日 瀬戸村川本友四郎↓細井様

③ (御庭手伝外賃銭覚) 一二月

※端裏に「払済」と記載あり。

④ (札式百五拾貳兩余・正金五拾兩勘定書) 一二月

※掛札あり。

⑤ 覚(米札・正金三包ニ付) 一二月二九日 御城御広敷役所取扱細井助藏↓平田所

⑥ 覚(誓願寺・熱田奉行衆行小使ニ付) 一二月二九日 御中間頭↓

※端裏に「払済」と記載あり。

番号表題

年月日

作成者(差出宛所)

形態・数量

- ⑦ 覚(常称院様御部屋表口明ヶ戸障子切込三尺通物江押出等諸色手間代) (慶応三年)卯二月 大工 金四郎
- ⑧ (御広敷御賄頭並御勘定頭兼安田与左衛門江御規式御用初勤ニ付袴袴具可取計旨達) 御用達衆
- ⑨ 覚(来春筆代前借ニ付) 二月二十八日 書役↓
- ⑩ (御広敷御賄人組頭桑原源吉外五名年頭御用相勤ニ付御金渡方可取計旨達) 正月御用達衆↓
- ※端裏に「払済」と記載あり。
- ⑪ (不破諸右衛門外格別骨折出精ニ付金子被下覚) 二月
- ⑫ (当卯年庖丁代銀相渡仕度ニ付達) (慶応三年)二月 御広敷御賄頭↓
- ⑬ (山田幾太郎外一名江雜用銀相渡仕度ニ付達) 二月 御広敷御賄頭↓
- ⑭ (呉服代金相渡仕度ニ付御達) 二月 池田立甫↓
- ⑮ 御広敷御勝手口番御時計雜用金渡方様之儀御達申上候書付 (慶応三年)卯二月 御広敷番之頭↓
- ⑯ (御事多ニ付雜用金被下置度旨願書) (慶応三年)卯二月 御城 御細工所↓
- ※端裏に「式分式朱之下払」と記載あり。
- ⑰ (書役格書役添書鈴木助太郎江雜用金相渡仕度ニ付御達) 二月二十九日 書役↓
- ※端裏に「払済」と記載あり。
- ⑱ (小使芻人下洩ニ付雜用金願) 御細工所↓
- ※端裏に「御中間芻人被下洩済」と記載あり。
- ⑲ (御在中骨折ニ付御次・御三之間・御末頭外へ被下金覚) 二月
- ※女中衆への下され金の書上。
- ⑳ (御手伝ニ参候ニ付新御殿御右筆・御使番へ被下金覚)
- ※女中衆への下され金の書上。
- ㉑ (大納言様参府前に御簾中様・利姫様へ被遣金覚) (文久)二月
- ※大納言様は十五代徳川茂徳か。御簾中様は茂徳の御簾中政姫か。利姫は十二代徳川斉荘の子女のこと。
- ㉒ (大納言様江戸下りニ付秀仰院江金子被下覚) (文久)二月
- ※端裏に「辰二月廿日払済」と記載あり。
- ㉓ 御中間番間雜用 (慶応四年)二月晦日

※端裏に「辰二月晦日払番間雑用」と記載あり。

24 (番間雑用外渡方ニ付御達) 二月 御中間頭↓

※端裏に「二月廿三日払済」と記載あり。

25 (荷作番間出来ニ付銀子被下度ニ付達) (慶応四年)二月 御中間頭↓

※端裏に「辰二月廿五日払済道中」と記載あり。

26 (大納言様より新御殿老女はまの江被下金覚) 二月朔日

※端裏に「辰二月廿五日払済道中」と記載あり。

27 (御慰御用御畑作人大根相納其外ニ付被下銀覚) 正月晦日 御中間頭↓

※端裏に「払済」と記載あり。

28 (御庭方四人江辰春渡雑用渡方伺) 二月 御広敷御中間頭↓

※端裏に「二月十二日払済」と記載あり。

29 (釧姫様々被進金子覚) 二月

※下ケ札あり。下ケ札に「二月六日払済」と記載あり。釧姫は二代徳川斉莊の子女。

30 (不淨掃除其外正月中遠行雑用銀ニ付御達) 正月晦日

31 覚(菰包運賃受取ニ付) (慶応四年)辰正月晦日 熊野屋傳吉印↓鈴木頼母様御屋敷

32 (御中間頭兼役老其外江辰春雑用金相渡仕度ニ付御達) (慶応四年)辰二月 御広敷御中間頭↓

33 覚(勘定指引金書上) 二月 御用会所↓

34 (御用出精ニ付金貳百足ツ、被下覚)

35 (山田善右衛門外五名御広敷同心定介相勤ニ付雑用金差遣覚) 一二月

36 (御時計取扱雑用金相渡仕度ニ付御達) (慶応四年)七月 御広敷番之頭↓御広敷御勝手口番

※端裏に「辰七月十三日渡済」と記載あり。

37 覚(緋板ノ銀其外請取ニ付) (慶応四年)二月五日 美濃屋平兵衛印↓不破様

※端裏に「辰七月十三日渡済」と記載あり。

38 上納金書付(花嶋・深野・富田其外計拾兩余)

39 (小瀬・沢野・富多其外上納金書上)

※下ケ札あり。

番号表題

年月日

作成者(差出→宛所)

形態・数量

④⑩ (楓・桜木・ハツ橋其外上納金書上)

④① 未春引落書上(かく・沢野・よの其外金子書上) (明治四年)

※糊で継がれた文書一点あり。

④② 女中拝借金午暮引落高書抜 (明治三年)

④③ 申暮上納引取(永瀬・沢野・富田其外金子書上) (明治五年)

※糊で継がれた文書が数点あり。

④④ 戌春女中拝借金引取高(ミナ瀬・戸嶋・沢野金子書上) (明治七年)

④⑤ 御在之分(京都定日便歩行荷物賃・御側御用御先荷木曾路差下御用賃其外諸雜用札・正金覚) (慶応四年)

④⑥ (水無瀬・斧沢・代の其外金子書上)

④⑦ 申暮上納引取(水瀬・沢野・起多其外金子書上)

※掛紙あり。

④⑧ (水瀬新御殿分御屋形へ引移ニ付拝借金振替覚) (明治四年)未三月

④⑨ (富田宛三分余書上覚) (明治四年)未二月

④⑩ (勘定差引金書上覚) (明治四年)未二月

④⑪ (桜木外宛三分書上覚) (明治六年)西七月二二日

④⑫ 酉暮まち上納 (明治六年)

④⑬ (三河屋へ拾両貸渡覚) (明治六年)西七月二二日

④⑭ 覚(紋天代金書上) (慶応元年)丑正月五日 絹屋治左衛門印↓

④⑮ 覚(利足沓両三分余書上) (慶応二年)寅二月二五日

④⑯ 覚(元利勘定覚) (慶応二年)寅二月 ↓御広敷江

④⑰ 酉暮女中拝借金引取高(みな瀬・戸嶋・沢野金子書上) (明治六年)

尾上―四宅〔文政 白鳥御材木役所・御小納戸役所割符〕

(文政一三年～明治二年)〔徳川〕

① (萬松寺文政十年願濟御材木代追々返上殘金割符書付) (文政一三年)寅二月 白鳥御材木役所印↓寺社奉行所

② (七寺天保九年渡御材木代金割符書付) (天保九年)戌九月 白鳥御材木役所印↓寺社御役所

③ (南寺町栄国寺天保九年渡御材木代金割符書上) (天保九年)戌九月 白鳥御材木役所印↓寺社御役所

※状一点が文書に括り付けられている。

- ④(一宮御旅司森出雲守天保九年渡御材木代金割符書上) (天保一〇年)寅六月 白鳥御材木役所⑤↓寺社御役所
⑤(南寺町栄国寺天保九年拝借御材木代金十ヶ年済毎年受取之覚) (天保九年) 寺社御役所↓栄国寺
⑥(相應寺天保十二年十二月借用文金割符書付) (天保一二年)丑二月 御小納戸役所↓長瀬久兵衛殿

※包紙あり。

- ⑦(性高寺天保十一年十一月借用其外返上之覚) (天保一二年)一二年
⑧(寄木高照寺御新田金銀返納請取通) 天保一二年十一月 御小納戸役所⑨↓寺社奉行所
⑨(橘町妙養寺嘉永三年十二月借用文金割符書付) (嘉永三年)戌二月 御小納戸役所↓成瀬内記殿・千村藤右衛門殿
⑩(国府宮権神主蜂須賀越前守嘉永四年六月借用文金割符書付) (嘉永四年)亥六月 御小納戸役所↓成瀬内記殿・成田定之右衛門殿
⑪(大森寺嘉永四年十一月借用文金割符書付) (嘉永四年)亥二月 御小納戸役所↓成瀬内記殿・成田定之右衛門殿
⑫(小笠原聖徳寺嘉永五年十二月借用文金割符書付) (嘉永五年)子二月 御小納戸役所↓成瀬内記殿・成瀬加兵衛殿
⑬(天王坊嘉永七年七月借用文金割符書付) (嘉永七年)寅七月 御小納戸役所↓成瀬内記殿・成田六郎左衛門殿
⑭(定光寺分安政二年六月借用文金割符書付) (安政二年)卯六月 御小納戸役所↓渡辺半十郎殿・室賀源十郎殿
⑮(二之宮神主重松平馬分安政二年六月借用文金割符書付) (安政二年)卯六月 御小納戸役所↓渡辺半十郎殿・室賀源十郎殿
⑯(津嶋神主氷室兵庫分安政二年六月借用文金割符書付) (安政二年)卯六月 御小納戸役所↓渡辺半十郎殿・室賀源十郎殿
⑰(七寺分安政二年六月借用文金割符書付) (安政二年)卯六月 御小納戸役所↓渡辺半十郎殿・室賀源十郎殿
⑱(一宮社家佐分一之權初七人分安政二年十二月借用文金割符書付) (安政二年)卯一二月 御小納戸役所↓渡辺半十郎殿・室賀源十郎殿
⑲(長栄寺分安政二年十二月借用文金割符書付) (安政二年)卯一二月 御小納戸役所↓渡辺半十郎殿・成田六郎左衛門殿
⑳(慈雲寺分安政三年六月借用文金割符書付) (安政三年)辰六月 御小納戸役所↓渡辺半十郎殿・小池良次郎殿
㉑(性高寺分安政三年六月借用文金割符書付) (安政三年)辰六月 御小納戸役所↓渡辺半十郎殿・小池良次郎殿
㉒(万松寺分安政三年六月借用文金割符書付) (安政三年)辰六月 御小納戸役所↓渡辺半十郎殿・小池良次郎殿
㉓(建中寺分安政四年六月借用文金割符書付) (安政四年)巳六月 御小納戸役所↓渡辺半十郎殿・小池良次郎殿
㉔(寺社方小使組頭初拾壱人安政五年七月借用文金割符書付) (安政五年)午七月 御小納戸役所↓成瀬加兵衛殿・小池良次郎殿
㉕(熱田医王院分安政六七月借用文金割符書付) (安政六年)未七月 御小納戸役所↓成田六郎左衛門殿・小池良次郎殿
㉖(一宮神主佐分但馬守分文久元年六月借用文金割符書付) (文久元年)西六月 御小納戸役所↓成田六郎左衛門殿・竹中彦左衛門殿
㉗(国府宮中薦頭廣瀬長太夫分文久二年六月借用文金割符書付) (文久二年)戌六月 御小納戸役所↓成田六郎左衛門殿・竹中彦左衛門殿

番号表題

年月日

作成者(差出)宛所

形態・数量

- ②⑧ (稻荷神主安井秀之丞分文久元年六月借用文金割符書付) (文久元年)西六月 御小納戸役所↓成田六郎左衛門殿・竹中彦左衛門殿
- ②⑨ (寺社奉行取調方宇野岩吉分文久三年十二月借用文金割符書付) (文久三年)亥一二月 御小納戸役所↓竹中彦左衛門殿・小池良次郎殿
- ③⑩ (定光寺塔頭六ヶ院分元治元年六月借用文金割符書付) (元治元年)子六月 御小納戸役所↓小笠原三郎右衛門殿・鈴木久太夫殿
- ③⑪ (馬場左京分元治元年十一月借用文金割符書付) (元治元年)子二一月 御小納戸役所↓鈴木久太夫殿
- ③⑫ (水室兵庫分元治元年十一月借用文金割符書付) (元治元年)子二一月 御小納戸役所↓鈴木久太夫殿
- ③⑬ (重松平馬分元治元年十一月借用文金割符書付) (元治元年)子二一月 御小納戸役所↓鈴木久太夫殿
- ③⑭ (熱田神宮寺不動院・愛染院已酉年神宮寺學頭医王院願濟御材木代追々返上殘分割符書付) (慶応二年)寅一二月 白鳥御材木役所↓
- ③⑮ (医王院慶応二年十二月借用文金割符書付) (慶応二年)寅二二月 御小納戸役所↓竹中彦左衛門殿・鈴木久太夫殿
- ③⑯ (神戸丹波守外五名慶応二年十二月借用文金割符書付) (慶応二年)寅二二月 御小納戸役所↓竹中彦左衛門殿・鈴木久太夫殿
- ③⑰ (寺社奉行所御中間組頭初拾耆人分慶応元年十一月借用文金割符書付) (慶応元年)丑一二月 御小納戸役所↓竹中彦左衛門殿・鈴木久太夫殿
- ③⑱ 覚(御側寄物金高岳院外一寺返上分請取二付) (元治元年)子二二月 御小納戸役所⑩↓渡辺反十郎殿・室賀源十郎殿
- ③⑲ 覚(御側寄物金大塚村性海寺返上分請取二付) (慶応元年)丑二二月 御小納戸役所⑩↓成瀬内記殿・成瀬嘉兵衛殿
- ④① 覚(御側寄物金白坂雲興寺外二寺返上分請取二付) (慶応元年)丑二二月 御小納戸役所⑩↓渡辺半十郎殿・小池良次郎殿
- ④② 覚(御側寄物金白林寺外一寺返上分請取二付) (慶応元年)丑二二月 御小納戸役所⑩↓渡辺半十郎殿・成田六郎左衛門殿
- ④③ 覚(御側寄物金大光院外一寺・金原美作守返上分請取二付) (慶応元年)丑二二月 御小納戸役所⑩↓渡辺半十郎殿・小池良次郎殿
- ④④ 覚(御側寄物金慈雲庵外四寺返上分請取二付) (元治元年)子二二月 御小納戸役所⑩↓寺社御役所
- ④⑤ 覚(御側寄物金齋藤播磨守返上分請取二付) (元治元年)子二二月 御小納戸役所⑩↓成瀬嘉兵衛殿・小池良次郎殿
- ④⑥ 覚(御側寄物金返上分請取二付) 一二月一四日 中野惣太郎↓間嶋万治郎殿
- ④⑦ 覚(御側寄物金野々部土佐守返上分請取二付) (明治二年)巳二二月 内家局⑩↓
- ④⑧ 覚(御側寄物金蜂須賀越中守返上分請取二付) (明治二年)巳二二月 内家局⑩↓
- ④⑨ (御側寄物金国府宮中藤初拾人返上分請取二付) (明治二年)巳二二月 内家局⑩↓
- ④⑩ 覚(御側寄物金雲興寺外一寺返上分請取二付) (慶応三年)卯二二月 御小納戸役所⑩↓寺社方御役所
- ⑤① 覚(御側寄物金定光寺塔頭六ヶ寺返納分請取二付) (明治二年)巳二二月 御小納戸役所⑩↓渡辺半十郎殿・室賀源十郎殿
- ⑤② 覚(御側寄物金佐分右京外一寺上納分請取二付) (明治三年)午正月 御小納戸役所⑩↓成瀬内記殿・成瀬嘉兵衛殿
- ⑤③ 覚(定光寺初物借返納金請取二付) (慶応二年)寅四月一二日 一色庄左衛門⑩↓竹中彦左衛門殿

- ⑤③ 覚(御側寄物金総見寺返上分請取ニ付) (明治二年)巳二月 内家局⑩↓竹中彦左衛門殿
- ⑤④ (御側寄物金上納相済候割符其外取扱ニ付書付) (明治二年)二月二日 内家局⑩↓神社方
- ⑤⑤ 覚(御側寄物金氷室一学返上分請取ニ付) (明治二年)巳二月 内家局⑩↓